

第 15 回 生活・ビジネスインフラWG（環境分野） 議事概要

日時：平成 17 年 7 月 11 日（月）16：00～17：00

会場：永田町合同庁舎 第 4 共用会議室

出席：鈴木主査、田中室長、井上参事官、原企画官、事務局

議題：環境省からのヒアリング及び意見交換

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課課長 谷津龍太郎氏

鈴木主査）

・ただいまから第 15 回生活・ビジネスインフラ WG を開催いたします。

本日は、環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 谷津企画課長にお越しいただいております。

事前に事務局から質問をお送りしておりますので、それに基づいて 20 分～25 分くらいで通して説明いただき、そのあとでディスカッションを行いたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

尚、本日の議事概要はホームページに公開致します。

谷津課長）

・環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課長の谷津でございます。宜しくお願いいたします。

頂戴いたしました質問事項につきましてかいつまんでご説明を申し上げます。

まず 1 点目は、循環型社会形成に向けた取組み、政府として今後の取組の在り方、その中における廃棄物処理の位置付けについて、ということでございます。

まず循環型社会形成に向けた取組みでございますが、循環基本法第 15 条に基づきまして、循環基本計画を作り、総合的かつ計画的な施策の推進を図ることとしております。

また、個々の施策の推進状況につきましては、中環審の中に部会を設けまして、そこで毎年点検を行うこととしております。

第 1 回の点検結果が、本年の 2 月閣議に報告をされております。

今後の取組みでございますが、点検結果の中でおまとめいただきました事項でございますが、まず 1 点目として、具体的な取組み方法とか事例の情報提供が大事、関係者の積極的な取組を促進していくということです。

2 点目は、排出者責任と拡大生産者責任の考え方に基づいて、関係者間の適切な役割分担、インセンティブ付与のためのシステム作りということが大事だという指摘でございます。

3 点目でございますが、関連する廃棄物・リサイクル部会がございまして、ここで意見具申が今年の頭にまとめられております。その中で、一般廃棄物の排出抑制のための有料化ということがこれから重要だという指摘を頂戴して、そういった方向で取組をして参ります。

4 点目が、容器包装リサイクル法など個別のリサイクル法の評価・検討において基本計画の進捗状況と考え方を踏まえてしっかり検討を進めなさいということでございます。

次に廃棄物処理の位置づけでございますが、こういう取組を通じましても廃棄物が生じるわけございまして、その廃棄物の不適正な処理がなされますと周辺の環境に悪影響を生じさせることとなります。従いまして、廃棄物処理の適正処理の確保は環境負荷の低減ということも循環型社会の大きな目標でございますので、その実現のために不可欠な大前提ということでございます。

今後とも、マニフェスト制度の普及促進等を通じた不法投棄、不適正処理対策の充実、廃棄物処理法、今年も 3 年連続で法改正を行いました、その適正な運用、国と地方が

一体となって、地域の循環型社会を創っていくようなことが重要だということでございます。

- ・ 2点目のお尋ねでございますが、拡大生産者責任と事業者の裁量についてという点でございます。

循環基本法におきましては、事業者の責務として、拡大生産者責任の促進が盛り込まれております。この拡大生産者責任という考え方は、循環型社会構築のためにとても重要な考え方でございます。

従って、廃棄物の適正処理の確保、不法投棄の未然防止などを実現しながら、廃棄物処理法を始めとする処理責任の徹底する制度の枠内において実施していく必要があるということでございます。

処理責任は、産業廃棄物の場合は排出事業者でございますし、一般廃棄物の場合には市町村が処理責任を負うということでございますが、そういった処理責任の枠内で、制度の枠内においてしっかりやっていく必要があるでございます。

EPRでございますが、容り法の中に一部取り入れられてございますが、こういったEPR強化の観点から、現在中環審で容り法の見直しのご審議をいただいているところでございます。

また環境省におきましても平成15年の廃棄物処理法の改正におきまして、EPRに基づく広域的なリサイクルを進めていこうという考え方にたちまして、環境大臣の認定による広域認定制度の創設ということもございました。

そういうことで、拡大生産者責任を業者の皆様方に負っていただくべきということで現在体制作りに取り組んでいるところでございます。

状況につきましてはそこに書いてあるとおりでございます。

今後ともEPRの強化、拡充を進めていきたいと思っております。

- ・ 3点目が廃棄物の定義でございます。前段と後段に分かれておりまして、前段では不要物ということから廃棄物を捉えているということだけれども、産業界、有識者等から再利用、再資源化がメルクマールになるべきではないかというご指摘があるというものでございます。

廃棄物につきましては、取扱その物をしっかり管理していく必要があるものにつきましては、取引価値の無いことによって不要であることから放置される等ぞんざいに扱われて、そうした扱いの結果、環境保全上の支障を生じる可能性があるということ等を常にもっているということでございます。

こうした可能性は再利用、再資源化が可能であるかということではなくて、そういった廃棄物の物性、属性自体、こういう可能性を常に持っているというものでございますので、再利用、再資源化が可能であるかどうかによって否定されるものではないということから、リサイクルが可能なものも含めて不要物全体を廃棄物として制度的な管理下に置くという必要があると考えております。

実際にも不法投棄事案に象徴されますように不適正処理の多くがリサイクルを名目に生じているというのが実態であります。

とはいえ一方で先程もでてまいりましたが、処理責任を徹底する制度の枠内でリサイクルを進めるために、容り法、家電法などの個別のリサイクル法制に加えまして、廃棄物処理法におきましても環境大臣の認定によって廃棄物処理あるいは廃棄物処理施設の許可を不要とするような、業と施設の許可を不要とするような再生利用認定制度が設けられておるところでございます。廃ゴムタイヤのセメント原料、廃プラスチックの還元剤のような用途で現在この制度が活用されております。

さらに平成14年の答申、これはお手元にお配りさせていただいておりますが、この答

申を受けました平成15年の廃棄物処理法改正におきまして、拡大生産者責任に基づく広域的なりサイクルにつきまして、環境大臣の認定によりまして廃棄物処理の業の許可を不要とする様な広域認定制度を設けております。自動二輪メーカー、パソコンメーカーによってこの広域的なりサイクルが整備されております。

今は国の観点からの制度でございますが、一方都道府県内での制度もございまして、都道府県知事等が、再生利用が確実な廃棄物の処理を個別に指定することによって業の許可を不要とする様な特例制度も設けられております。

こういった個別の事案、事例について、特性に応じたりサイクル促進の措置が講じられているということでございます。

- ・後段でございますが、いわゆる木くず判決を受けてどう考えるのかということでございます。

4ページの上でございますが、廃棄物であるか否かを判断する際には総合判断説ということで私も考えているわけでございます。必ずしも一時的な取引価値の変化を持って一律に廃棄物と規定しているわけではございません。これは値段が変わったり、個別の事例でいろいろなケースが出てくるということでございます。そういったことを踏まえて私も考えているということでございます。

水戸地裁の判決というものは、再生利用を予定している物については、その再生前でも廃棄物ではないとする中身でございます。但し、廃棄物処理の趣旨、先程もでてまいりましたが、不要な物がぞんざいな扱いで処理されることで、生活環境保全上の支障が生ずる恐れがあるというのが廃棄物処理法の趣旨でございますので、これを考えれば、占有開始時に不要物であったものについては、例えば処理後が有価物になるものであるとしてもその処理の際に生活環境保全上の支障を生じる恐れがあることから廃棄物として規制をする必要があると、こんなふう考えております。

また、廃棄物処理法の規定にございますが、この処理には法律の定義上、再生が含まれているという点、従って、廃棄物が発生した後に再生ということを廃棄物処理法が前提にしている点、専ら再生利用されるものについては廃棄物であるのだけれども業の許可を不要としていると、先程申し上げたような点、環境大臣による再生利用認定、広域認定、再生利用される廃棄物について許可の特例を設けている点、等からすれば、再生利用されるものは廃棄物ではないとする理解も廃棄物処理法上の現在の規定上、考え方として成り立たないのではないかとということでございます。

環境省といたしましては、昨年度に規制改革・民間開放推進三か年計画に基づきまして、廃棄物か否かを判断する際の輸送費の取扱の明確化などの通知を發出しておりまして、今年度中にも建設汚泥改良土に関する取扱の明確化ということでございまして、今後とも個別事例に即して具体的な判断基準を明確化する等によって、判断要素の具体化、客観化を図って参りたいというふうに考えております。

- ・次、4点目の廃棄物の区分でございます。

まず前段でございますが、これは中小の事業所等から排出されるペットボトルなどのプラスチックくずは産業廃棄物でございますが、事業系一般廃棄物として処理されていると。こういった産業廃棄物と主には事業系廃棄物のこのあたりの考えはどうなのかということでございます。

廃棄物の区分に対する環境省の考え方ということでございます。

これも平成14年度の中環審の中でかなり議論された論点でございます。意見具申の中身をつらつらと長く引いておるわけですが、先程ご説明いたしましたように産業廃棄物については排出事業者が処理責任を負うというものでございますが、処理施設の不足、不法投棄の多発等がまだ見られる状況のもとで、排出事業者責任の徹底を軸とした産業廃棄物の構造改革、これが必要だということでございます。

厳格な排出事業者責任について、現在事業系一廃として整理されているものが、排出事業者全てが負担できるかと、こういう問題があるという認識でございます。一方、一般廃棄物についてということでございますが、市町村、民間業者によって適正に処理されている状況、事業系一般廃棄物が日常生活に伴って排出される普通の家庭のごみと同一の性状を有することもあること等からダムの流木等、その性状、排出量、処理困難性の問題から市町村責任の下で処理が円滑に行われるとは言い難いものについては個々に産業廃棄物に振り分けると。市町村の処理責任の下で適正に処理されているかどうかというところをポイントにおきまして、市町村では円滑に処理が行われているとは言い難いものについて個々に産業廃棄物に振り分ける。それ以外の事業系一般廃棄物については、当面市町村の処理責任の下に排出事業者としての責任に応じた適正な負担を設けながら、排出事業者の減量計画の策定等、排出事業者の責任もしっかり負っていただくという考え方が意見具申の中で示されております。

こうしたことから、環境省と致しましては、

鈴木主査)

- ・すみません。もう少しピッチを上げて説明していただけますか。

谷津企画課長)

- ・はい。

こうしたことから、環境省としては、個別の一廃の産廃への振り分けを検討しているところでございますが、特に私どもも意見を頂戴しておりますが、木くずの扱いについては、関係排出事業団体の意向を確認したところ、一般廃棄物のままで良いという意見をいただいているところでございまして、先程のように産業廃棄物への振り分けということも考えをおきながら、現在対応されているところでございます。

- ・後段でございますが、排出者が再生利用を望む場合には排出者責任で再生利用を選択できないかということでございます。

この廃棄物処理法では事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、大量発生、有害性の観点から産業廃棄物としての処理をまず括りまして、これ以外を市町村が責任を持って処理する一般廃棄物ということになっております。

事業者が産業廃棄物か一般廃棄物かの区分を選択してやるようなことにいたしますと、本来産業廃棄物としてしっかりやられていなければならないようなものが、一般廃棄物になったというようなことから行政の監督が困難になるということが十分考えられますので適当ではないということでございます。

このような現行制度の下に、一般廃棄物、市町村管理下というのが原則でございますが、排出事業者がその責任で自ら処理しようとする場合には市町村は排出事業者が自ら処理しようとするものを妨げるものではありません。再生利用を自ら行う場合も同様でございます。

- ・次でございます。専ら物というようなものでございます。

回答でございますが、そこに古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維の4品目ということでございますが、その物の性状、技術水準に照らして再生利用されるのが通常であるため選定されたものなのだと、リサイクル市場が確立しているものについて選定されたものということでございます。

- ・次、8ページ、再生利用認定制度、広域認定制度でございます。

回答のところをご覧いただきたいと思っております。まず、再生利用認定制度でございますが、この中でサーマルリサイクルをどう考えるのかというのがご下問でございます。

サーマルリサイクルというのは、循環基本法においても再生利用の下位に位置付けられているというようなことから、この再生利用認定制度の対象とすることは適切ではないと考えております。

なお、ケミカルリサイクルにつきましては、3つめのパラグラフでございますが、これは既に廃プラスチックをコークス炉の還元剤として利用しておりますので、両制度とも対象外とはしておりません。

下の段でございますが、腐敗性を有している廃棄物についてということでございます。これは廃棄物自体の性状の変化により悪臭、汚水が発生する可能性が高い。バーゼル法上の有害特性を有する廃棄物については、これも生活環境の影響があるというようなことから制度の対象とすることは困難であるとしております。

なお、構造改革特区においては、一部この再生利用認定制度の対象としております。

・7. 特例措置についてでございます。

これは、まずでございますが、廃棄物処理施設につきましては、周辺環境を汚染する可能性が高いということから一定の種類、規模のものについて許可制度を設けているということでもあります。

一般廃棄物は多種雑多であると、一方産業廃棄物は20品目に限定されているというようなことからそれぞれ別個の許可制度が必要だということでございます。

但し、一廃と産廃で同様の性状の物、同様に処理する場合においては特例措置を設けているところでございます。一方、一般廃棄物処理業の許可については市町村が独自に自治事務としてやっているところでございまして、一般廃棄物処理計画の適合性、施設設置許可とは異なる観点から審査が行われているところでございまして、市町村の統括的な責任の下での処理ということが重要だというふうに考えております。

従って、積み下ろしにかかる2市町村に跨るようなことで、一方の収集、運搬の業の許可を取っても他方の業の許可を不要とした場合、監督が不十分になるということから、いずれか一方の許可を持って他の許可を不要とするということは適当ではないと考えております。

2つ目でございますが、産業廃棄物については都道府県、一廃については市町村で、再生利用が確実なものの指定を受けることで業の許可を不要としているところでございます。その状況につきましては、お手元に資料をお配りしておりますのでご覧いただければと思います。

2つ目の点でございますが、一廃でございます。この制度については、私ども特段把握してございません。基本的には市町村が地域の実情を踏まえて、独自に判断をした上で、個別に指定をするということでございます。従ってガイドラインを作成し、基準の統一化を図るということは、市町村が個別に判断するという再生利用を損ねる可能性があるのではないかと考えております。

・最後でございますが、手続きの簡素化、電子化でございます。簡素化につきまして、まず様式の統一でございますが、可能な範囲で統一を進めてございます。

また、簡素化については複写書類の活用も図るよう変えてきてございます。

それとデータの共有化でございますが、これもデータベースの整備を現在進めておるところでございます。

最後でございますが、許可申請手続きの電子化については、産廃だけというよりはもう少し広い枠組みで検討を行う必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

鈴木主査)

- ・ どうもありがとうございました。
それでは質疑に入りたいと思います。

細田教授)

- ・ 1番の循環型社会形成に向けた取組みということで、循環型社会形成推進基本法及びその他計画はいいのですが、 から にあるものだと、いかにも社会システムを循環型に向けるといった3つの指標、入口指標、循環指標、出口指標がありますよね。あれを具体的にどう実施するかということに対してこれでは非常に弱いですね。そここのところをもう少し何かできないか。ランドデザインを描けないか。

鈴木主査)

- ・ 私もこれを読んでみて、これは一体何が書いてあるのかと思った。これで循環型社会というようなものの考え方がでてくるのか。特に有料化をすると、なぜそれが循環型社会になるのかという、大きな枠組みに対してどういう位置付けになるのかというのがわからない。どうもマイナーなところで議論をされていると思う。
例えば循環型社会にするには、ごみを出さない。そうすると、ごみを出さないためには、ごみは建設物の廃棄物からのものが多いのだから、耐久性のある家を作って20年に1回づつ立て替えるようなことをしないようにするというのもごみを出さないということになる。そういうようなもう少し広い視野で問題を考えるべきでないかと思うのだが、そこは環境省の及ぶ範囲ではないから言っていないのか、それとも環境省としてはそこまで議論していなくて、燃やしてくれれば良いのだと思っているのかというあたりを一度聞いてみようと思っていた。

谷津企画課長)

- ・ 循環基本計画は閣議決定計画でございますので、当然ながら関係省庁がコミットして作られているものでございますし、この実施も当然ながら関係省庁一体となって取り組んでいるということでございます。ここでお示しいたしましたのは、その点からするとミクロ過ぎたかもしれません。というのは、計画の枠組みの中では主査ご指摘のような長寿命化ということも当然ながら盛り込まれております。
関係省庁の施策、地方公共団体の施策、民間の取組を部会に報告させていただいてご議論いただきました。
この第1回目の点検で、今後の取組で特に強化すべきエッセンスがでていているというものでございまして、かなり短期的な今後の追加的なアクションという意味でここに出されているというものでございます。
一度、循環基本計画全体の概要に付きましても、もし可能であれば追加的な資料の提出をさせていただければと思います。

鈴木主査)

- ・ そのランドデザインが聞きたいのです。おっしゃったような短期的、追加的な範囲を超えて、これからの環境政策を進めていく上で、今言ったような、例えばそれに象徴されるようなランドデザインを大きく掲げるべきではないかという感じがします。

谷津企画課長)

- ・ わかりました。

鈴木主査)

- ・ 従来型みたいにどこかに捨ててはいけないということも大事なことだが、それだけに集

中して問題を考えていては所詮でてきたものはどこかに捨てられてしまうということになるのではないかと感じるのです。そこらへん、環境省は、もう少し大きく構えて問題を考えるべきだという感じがする。

谷津企画課長)

・ありがとうございます。

ご指摘の通りだと思います。一言だけお話申し上げますと、今の循環型社会形成の大戦略というのは発生抑制から始まって3Rを徹底して、でてきたものを適正処理して最終処分という大きな対策手法上のプライオリティは示されておりまして。従って、私共としても、排出抑制、再利用、再生利用、それと熱回収できるものは熱回収して、処理して最終処分するという流れに従って物事を考えるべきだと。

政策体系の中では、循環基本法という法律の下に資源のリサイクル推進法と廃棄物処理法があって、個別の6分野のリサイクル制度が盛り込まれていて、最後にグリーン購入、リサイクル製品の円滑なマーケットの形成というものが一体となって循環型社会作りを進めるということでございます。

今、容り法の議論の中で、一つ象徴的な議論がありますのは、これまで日本はリサイクル制度をかなりしっかり作ってきたけれどもそのリデュース、リユースというリサイクルの前に位置付けられているような施策が必ずしも十分ではないという点で、そのところをこれからどうやって政策強化をやっていくのかというのが1点。それから、循環資源の輪が国境を越えているというものに対して、どう考えていくのか、という2点が特に、今、政策上の論点になってございます。

細田教授)

・EPRなのですが、ここに責任かけてその裁量というのは、再生利用認定制度と広域認定制度があるのではないかと、こういうことですね。このへんは後でバーセルの話とかかわってきますが。

広域認定、あるいは再生利用認定は申請してからどのくらい許可されるまでに時間がかかりますか。

谷津企画課長)

・2ヶ月で処理をしていると。

細田教授)

・2ヶ月ですか。本当ですか。

谷津企画課長)

・3ヶ月に訂正させていただきます。

細田教授)

・家電リサイクルの件で、広域認定でだいぶ時間がかかったという話を聞いているので。広域認定、利用再生認定ができたならスムーズにまわすような努力をしていただかないと、実際に1年かかったという声も業者によっては聞こえてきます。業者の方にも問題があるのかもしれませんが。

結局、多くの不満は廃棄物処理法が全部廃棄物に取り込んで抱き込んで例外的に出すのだと。この間、15年改正の時に由田さんがそうじゃないんだということをおっしゃっていたが、先程のグランドデザインにも関わってくるのですが、本当に循環型社会を造ろうと思ったら、資源がスムーズに廻るといふその視点を国がもっと誘導して広域利用、

再生利用していかないと産業界に不満が残る。私はEPRに賛成だが、EPRだけでは、優良でもっと責任を果たす企業には、再生利用なりでもっと国が優遇しますよ、手当てしますよと。それで裁量と責任で廻るわけですよ。その辺をもう少し考えないといけない。

谷津企画課長)

- ・そこでございますが、家電リサイクル法では廃棄物処理法の業の許可の特例制度が設けられているため、家電リサイクル法対象物は広域認定制度の対象とはなっていませんが、手続きの点につきましては、しっかりと私共も3ヶ月という事で頑張っって参りたいと思います。あと、実際に認定制度を導入した後ですが、何か事業者の方々から課題等があれば、私共積極的に対応して問題解決を一緒にやっていきたいと思ひます。

細田教授)

- ・是非聞いてあげて下さい。
自動二輪の場合も書いてある通り、法律なんか重いものを作らずに廻したわけですよ。これが一番望ましいわけですよ。市場経済を使いながら、余計な法律を作らずに自主努力で廻してやる。こういうことを是非環境省がもっともって目をかけてくれるとちゃんとやっている産業界も非常に喜ぶと思ひます。正直者がバカを見るような廃棄物処理法では不満が募ってしまうので、その点を宜しく願ひいたします。

谷津企画課長)

- ・私共も新しい分野としてはプレジャーボートについても今、国土交通省と相談してはいますが、自主的なメカニズムの中で新しい法律無しでというような検討もしておりますので、実際に応じてその辺はしっかりとやって参りたいと。

細田教授)

- ・後で言おうと思つたら先に言われてしまったので。
プレジャーボートは地域性がありますから、今回法律ではなりませんでしたがむしろメリットで、柔軟なシステムで、あんまり廃棄物処理法でがんじがらめに縛ってしまうのではなくて、むしろこれは広域認定できますよ、再生利用認定できますよと誘導していただいて、上手くプレジャーボートの問題が片付いていけば、もう少し規制緩和というか、環境省の誘導的な方で良くなっていくという政策手法があると。

谷津企画課長)

- ・新しい分野がそういう点で育っていつていると思ひます。

細田教授)

- ・そういう良い例ができたなら、是非広報的に広めていただきたい。そうすると、法律でがんじがらめではない世界で再生、循環ができるのだということがわかるようになりますから。

鈴木主査)

- ・ここに広域認定制度を創設したと書いてはいるが、先程説明のあった再生利用認定制度というものは拡大生産者責任の事業者に対して適用はされているのですか。

環境省随員1)

- ・再生利用認定は、後ほどでてくるかと思ひますが、専ら物というものがござひます。専ら物というものは、廃棄物処理法がでる以前に既存のリサイクルというのが、紙やかん

かん等ございました。これについては廃棄物処理法ができた時に、一定の既存の仕組みであることを認めるものとして専ら物として対応しているわけでございます。その後、紙やかんかに並ぶようになりサイクルできるものが段々と可能になってきている。例えば高炉ですとかセメント工場に廃棄物を持って行って原材料になる。こうしたケースにおいては、鉄やセメントになるわけですから、これはばっちりしたリサイクルであるということなので、製鉄所ですとかセメント工場、こういうものを再生利用認定制度で、近代的な制度として、新たにしっかりしたリサイクルができる、この後不法投棄なんか全く無いと、リサイクルにおいても既存の設備を使ってしっかりできるというものを再生利用認定制度でリサイクルの道を開こうということをやっています。ですから、その行き先を製鉄所ですとかセメント工場になりますけれどもこういうものを使おうとEPRのメーカーさんが行うことは大いにウエルカムです。

鈴木主査)

- ・要するに、専ら物から発展した制度であるから、EPRの人たちもその中に入り込める訳ですね。

環境省随員1)

- ・そうです。この仕組みを活用することができると。

細田教授)

- ・ただ、再生利用認定制度にはバーゼルという縛りがあるのですね。

環境省随員1)

- ・それは有害物質ということもあるから。

細田教授)

- ・でも本来それはおかしい。バーゼル条約というのは、ココム事件とかを鑑みて、先進国から途上国に、ご存知のように、移動することが大きな障害を持ってきたという理由で作ったものであって、それと再生利用認定とは論理的な関係はないですよ。

環境省随員1)

- ・環境規制というのは、およそ都道府県ないし市町村、主に都道府県が廃棄物処理法の世界でもやっているわけです。そこで、リサイクルというのは決して否定されていないわけです。都道府県ごとに許可を取って、業の許可と施設の許可を取ってやっていけばいいわけです。ただ、そのリサイクルを一気に進めていこうと我々として考えていますので、一気に進められるものについては、都道府県が個々の地域で規制するのではなくて、代わって国が認定することで、都道府県のそういった事前規制というものを省略しているというのが再生利用認定制度になりますから。先生が言われているようなバーゼル物も今後議論していかなければいけない部分もあるかとは思いますが、現状としてはリサイクル個々を行う地域の自治体が本来は地域毎に判断してやっていくべき、そういうものですが、そこは製鉄所やセメント工場については国が一定の認定をするということでもう少し合理的に、要は規制を緩くして、そのようにしていこうということをやっているのです。

谷津企画課長)

- ・その前提は、安全かつ確実なリサイクルが図れるかどうかということでございますので、ご指摘があれば検討しなければいけないかもしれませんが、バーゼル物については一応

対象から外している。

細田教授)

- ・言いたいことはわかるけれども論理的な連関がないですね。
パーゼル法ができた根拠と国内リサイクルを推進するということは論理的な連関がない
じゃないですか。

谷津企画課長)

- ・そこは、安全なリサイクルができるかどうかと。

細田教授)

- ・そこが担保できる物は再生利用を認めれば良いのですよ。
日本は諸外国よりも、タンタルやテレビ、ベリリウムだって輸入してリサイクルしている
のですよ。ご存知の通り。国外で移動することをそれだけ大幅に認めていて、国内で
は認めていないというのは。

環境省随員 1)

- ・いや、国内でも移動が認められる。

細田教授)

- ・認めるのだけれど、再生利用のように良いリサイクルができることを認めていない。例
えば、基盤類なんかはダメですね。同和鉱業がいくら金をとっても。

環境省随員 1)

- ・それは都道府県がきちんと許可を下ろせば良い。

細田教授)

- ・都道府県が許可を下ろせば良い。では、パーゼル対象物でも良いのですね。再生利用し
てくれるのですね。

環境省随員 1)

- ・いま現に、産業廃棄物の再生利用をしようと思えば、再生利用、産業廃棄物の業の許可
を都道府県が、

細田教授)

- ・業の許可ではなくて、再生認定制度をパーゼル対象物でも綺麗にリサイクルすれば認め
てくれるわけですね。私はそれを言っているのです。

谷津企画課長)

- ・都道府県の個別認定、

細田教授)

- ・先程の説明は2つを混ぜている。都道府県の個別の許可の問題とパーゼルのことを混ぜ
て話している。

谷津企画課長)

- ・ちょっと整理いたします。

都道府県の個別の指定制度がございますので、そこでどうかというのを今確認致します。

細田教授)

- ・それなら良いですよ。都道府県が認めて、例えばこの基盤類は完璧にリサイクルできるので、携帯電話の場合もかなりの金を含有していますから、でも砒素が入っている。それを処理できるのは世界でも限られているわけですよ。そこでやるリサイクルは認めますと。パーゼル対象物であっても。それなら素晴らしい。

谷津企画課長)

- ・ちょっと確認させて下さい。

細田教授)

- ・それから時間が無いから先に進みますが、廃棄物の定義の問題で、ここはとてもレトリックのある文章になっていて、始めから不要物であることを倒置して書いてある文章なのだけれど、ちょっと分かり難いのですね。

取引価値が無いことによって不要になり放置されごんざいに扱われると書いてあるのだけれど、取引価値が無くても今回の水戸地裁の判決のように、判例もちゃんとお読みになったと思います。相当な古木の選定をしている、つまりごんざいに扱っていないのです。ここのレトリックを見てみると、不要であるから無価値である、そういうものはごんざいに扱われる、だから一気に廃棄物処理法で縛って、しかも廃棄物にしてしまうのだということです。

私がすごく良く分からないのは、廃棄物処理法の廃棄物の規定と更に昭和46年の厚生省の課長通知があって、課長通知でもって総合的に判断するというのだけれど、結局ごんざいに扱われるかどうかというのを有価か無価で判断しようというのが環境省の考えと考えて良いのでしょうか。

谷津企画課長)

- ・環境省は、いわゆる総合判断説ということを中心に考えているわけですし、個別のケースで基本的には認定すべきだと。従って、有価か無価かだけで単純に廃棄物に当たるかどうかということ、そのことだけで判断することが正しいとは必ずしも思っておりません。

細田教授)

- ・そこはそれで良いのです。

谷津企画課長)

- ・はい。

細田教授)

- ・回答された文章の全体を見てみると、残余物はそもそも廃棄物なのだという考え方ですか。例えば、日本から4,000万トン位の鉄スクラップがでてきますが、あれは廃棄物ですか。なんなのでしょうか。

谷津企画課長)

- ・それは、スクラップというのはどういうケースなのでしょうか。

細田教授)

・まあ、鉄の場合はエイブレス。良いものはH2にやっていますよね。あれもみんな不要になったもの。日本全体で数億トンのものが出てくるのですよね。

谷津企画課長)

・一旦廃棄されて処理をされた後に有価物になって原材料になるものは、その処理された段階からは廃棄物ではないというふうに考えるわけです。従って、私共の考え方は排出した時点でどうかというのが大きなポイントだと考えております。

細田教授)

・排出時点で。では例えばビルの解体で出てきて綺麗に選定した鉄はどうなのでしょうね。
・解体してということは不要物ですよね。

谷津企画課長)

・そうですね。一義的には廃棄物として考えるべきではないかと。今聞かれますとそう。

細田教授)

・そう答えるしかないですね。

鈴木主査)

・その議論からいくと木くずの問題で、木くずとして一般にでてきた、しかしそれが整理せられて明らかに再利用されるという事がはっきりしたのであれば、その時点からは廃棄物ではないと、こう理解して良いと思うのだが。

谷津企画課長)

・木くずの水戸地裁の判決でございますが、私共は、最高裁の総合判断説と言うのはやはり排出時点で総合判断説に従って廃棄物であるかどうかということ判断すべきということではないかと考えております。

水戸地裁の場合は、排出時の廃棄物の物性がどうかではなくて、搬入時で有価ならば、排出時でも廃棄物ではないとお考えなのでしょうから、これは必ずしも最高裁の総合判断説、廃棄時点で考えるのだということに当たっていないのではないかと考えております。

再生後に有用だから排出時点で廃棄物ではないというのが水戸地裁のお考えだと思いますが、私共はあくまでも排出時、あるいはものが搬入された時点で、その当該物の物性から廃棄物かどうかというふうに考えるべきだと思っております。水戸地裁の判断時点と最高裁の判断時点、私共もそう思っておりますが、この判断時点がずれているということではないかと思っております。

細田教授)

・でも、厚生省課長通知では、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないと書いていますが、今の説明と違ってしまいませんか。

排出された時点で廃棄物として客観的に観念できるものではないと。これ昭和46年の課長通知ですが、これだと今の谷津企画課長の説明と違ってしまいますよね。

もっともこれがいいかどうかはまた別の問題ですが。

谷津企画課長)

・少なくとも現時点で定義を廻る議論を、私共もいろいろな所でしておりますが、今申しあげましたようなことを私共は繰り返しご説明申しあげております。

細田教授)

・水戸地裁の判例をあまりいっても仕方ないかもしれませんが、あの判例はそんなに単純ではないと思います。ものすごく良く考えてある。是非後ろの随行の方々も、読んでいるとは思いますが、私も論文を書きましたのでそれも読んでいただいて、ご批判いただいても良いですが。どういう構造になっているか是非一緒に勉強したいと思います。

・それから、4番の廃棄物の区分で、ここは多分非常に苦しいところだと思いますね。まずパレットの問題は、業種指定の問題なのですね。産廃の業種指定のものすごい矛盾なのです。ご存知だと思っただけです。

ちょっと木製パレットを調べて見たのですけれど、これ何市かは言いません。廃棄物処理法違反になってしまいますから、A市、現在木製パレットを産廃処理しているのは知っている、市の施設で受け入れ困難なので産廃としての受け入れを継続してもらいたい。これについて指導することはない。一般廃棄物扱いで40cm以下に切断して一般廃棄物収集・運搬業許可者が搬入する場合には拒否できない。でも産廃として処理してもらいたい。B市、現在産廃として処理していることは認識している。これについて指導することはない。廃木材はリサイクルすることが可能なので、リサイクル施設への搬入を推奨している。これらは全て産廃のプラントです。この市では法令よりもリサイクルを優先している。C市、わが市は木製パレットの受け入れはしていない。受け入れ基準を満たしても受け入れない。市内の某所で受け入れをお願いしている。破碎しても不可。受け入れない。以前木製パレットを受け入れて施設が故障した経緯がある。などなど。ここに、書き方がちょっとまずいと思うのだけど、関係事業者団体の意向を確認したところやれるから良いよと。これはまずいよね。環境省はある業界の意見を聞いて、ここがこう言ったから環境省としてそうしたというのは。

谷津企画課長)

・5ページの一冊下のパラグラフですね。

細田教授)

・やっぱりこれは法令が無視されているわけですよ。ここの全般のトーンは、もちろん廃棄物処理法は大事なもので必要なのだけれど、とにかく廃棄物処理法で行くのだと言っているながら、実際にはこのように法令が遵守されない。木製パレットについて、一部団体がこういったから良いですよと。なぜこういうことをいっているかと言うと業者が困っているのですよ。業者が自分は廃棄物処理法違反であると。ひどい場合は、無許可業者が扱っている。これも私のヒアリングの結果です。

更に言うと業種指定の問題。例えばJTの工場からでたたばこのくず。これは業種指定がありますから、産業廃棄物の動植物性残渣とするには。お調べ下さい。これが一廃で処理できなくて困っている。パレットの問題は、業種指定等々からくる矛盾の問題で、根元の方でふん詰まりになって困っている。これを是非環境省は、一廃、産廃の区分の問題にしてもいいですし、あるいは業種指定の問題として考えないとみんな廃棄物処理法違反なのかなと思っただけです。これは本当なのですよ。

それからひどい場合は、先程申しあげたように無許可業者がやっている。産廃業者が僕はやりませんそれは一般廃棄物だからという、無許可業者がひゅっと持って行ってしまい、その先がどうなっているかわからない。そういう点をどうお考えになるのか。

谷津企画課長)

・そうですね。この点については、パレットの話でございますが、ここは正直に書いてい

るわけですが、関係排出事業者団体といろいろな機会に意見交換をしながら我々としても実態を把握して、きっちりした行政を展開していこうということでございました。先程の業種指定なのか区分の問題なのかということが議論としてあると思っています。

細田教授)

- ・これは受け止めて欲しい。かなりヘヴィーな問題になっていて、まじめな人がバカをみるような廃棄物処理法だと遵守する人がいなくなってしまうよ。というか、遵守する人はリサイクルしない。また、こうした問題もあります。船底に付着した貝殻、これも動植物性残渣になりますが業種指定がないから産業廃棄物にならない。でどうしているかという、一廃としてとても処理できない。産廃業者も処理しない。無許可業者が回収して海洋投棄する。つまり廃棄物処理法のこのところゆえに不法投棄がおきているということを知りたい。これは下々が困っているのです。環境省ももちろん立場もあるでしょうし、くれぐれも言っておきますが、廃棄物処理法が大事ではないなんて言ってないですよ。もちろん。

谷津企画課長)

- ・私共も、もう少し実態をあたってみながら考えてみたいと思います。

鈴木主査)

- ・ちょっとわからないのだけれど、産廃というのは工場と言うか製造業をイメージしているように思えるのだけれども、そういうことですか。

谷津企画課長)

- ・産廃は、そうではございませんで、事業活動からでてくる廃棄物が産廃ということになります。

鈴木主査)

- ・では、スーパーだとかからでてくるごみはこれは産廃ということもありえるわけですね。

谷津企画課長)

- ・そうです。

鈴木主査)

- ・現実にそうになっていますか。

谷津企画課長)

- ・現実はですね。ケースバイケースだと思います。ここで議論になっているような事業系一廃というようなことで市町村が処理するようなケースもかなり多いのではないかと思います。つまりですね。事業系一廃ということで処理をすると大きなスーパーさんは別だろうと思いますが、小さな業者さんですと自分のところからでてくる家庭からのごみと事業活動からでてくるごみがあるとして、事業のところはきっちり家のごみと同じところに出さなければいけないのですけれども、別の入れ物に入れていただければ市町村が持っていってくれるわけですね。もし産廃で処理するということになると、個別に産廃業者さんときっちり契約を結んで処理していただかなければならないということになる。同じような性状で同じような排出形態をしているような廃棄物については市町村が是とすれば事業系一廃として処理をするということも合理性があるのではないかと。

鈴木主査)

- ・事業系一廃にするのですか。

谷津企画課長)

- ・はい。

鈴木主査)

- ・本来そういうのは事業者であった場合には、産廃にするのが原則と考えていると理解して良いのですか。

谷津企画課長)

- ・産業廃棄物の20品目等がございますけれど、それに当たるようなものをきっちり事業者責任で処理するというのは、それはそれで結構な話でございます。

細田教授)

- ・私の理解ですと、おそらく廃棄物処理法ができた歴史で、70年代に一廃と産廃という概念ができたわけです。一廃というものがあって、産廃を規定したわけですね。20品目。で更に業種と言う指定をかけるわけです。だから今のようにJTの工場から出るタバコの葉というのは産業活動からでるから産業廃棄物なのにそれが一般廃棄物になってしまふ。動植物性残渣が出るのはこういう業種ですと規定しているから。そうですね。そうするとJTからでる産業活動からでるタバコの葉ですけど、一般廃棄物で処理してくださいと、これは木製パレットも同じ問題なのです。産業の過程で出たものでも、実は木くずというのが業種の指定がなっていないのです。そうすると木製パレットも一廃で処理して下さいと。できないです。実際は。私の調べたケースでは、某大きな会社で木くずから木製のボードを作っている会社があるのですが、そこも私からみると廃棄物処理法違反のやり方でリサイクルをしています。そういう人たちは悩みながらやっている。どうしてかということ、産業活動から出たのに業種指定に木製パレットがないからはじかれてしまう。先程の貝殻もそうです。貝殻という動植物性残渣というのが船から回収する場合の指定がないので一般廃棄物になってしまふ。私の理解で間違いありませんよ。

環境省随員1)

- ・先生がいわれているのは、典型例としてパレットがございまして、あとは流木関係があるのですが、やはりいろいろな世の中の動きと制度と、業種指定で木くずについては産業廃棄物というのを決めていますので、先生がおっしゃられているのはその業種指定が世の中の動きについて行ってないのではないかと、私共一般廃棄物、産業廃棄物の区分というところで、かつて中央環境審議会でいろんな関係者に入っていていただいて議論した時に木くずというのが1つでできましたので、個別の排出事業者の団体の方々と相談をして、一応相談いたしましたところ産業廃棄物にするというのはどうかと、そこは残念ながらまとまらなかったというのが経緯としてあるのでございます。それを我々としては引き続き、1回聞いただけで終わりとは思っておりませんので、おそらく細田先生が言われたような現象といいますかパレットについてやはり産廃にすべきじゃないかという考えは、この意見を聞いたのは1年前ですが、2年前と比べると現状も変わってきておりますので、このペーパーにも書いておりますように今後ともそれは個別具体例に即して、状況に即した形で対応していかないといけないと思います。

鈴木主査)

- ・業種限定というのはどういう目的なのですか。

環境省随行員 1)

- ・木くずのうち、大量に出てくる現場を、業種を限定いたしまして、これは産廃であるという形をとっているわけです。
パレットについてはおそらく大量にでてくるケースもあると思いますので、なんらかの形でやるべきではないかというのが細田先生の言われているところではないかと思えます。

谷津企画課長)

- ・従って、ご指摘を踏まえながら検討させていただきたいと思えます。

細田教授)

- ・次に先程話したパーゼルの問題。ここは調べていただくことにして、少し整理しないとなぜパーゼルで再生利用認定が止まってしまうのかというのが非常にわかりにくい。理屈がたぶんあるのだろうけれど、その理屈がわからなくなってしまうと、皆なぜこうなっているのかとそこでつまずいてしまう。
リサイクル技術というのは、相当いいものがある。皆さんもそうでしょうが、私も週に1回は現場を歩いて業者にインタビューをしてこうやって資料を集めてやっているわけですが、どんどん変わって行くわけですね。法をそんなに直ぐ変えろというのではなくて、その実態を反映したような形でやっていかないと、相当ねじれがきてしまう。その辺を少し整理する必要があるのかなと。

鈴木主査)

- ・次は専ら物ですか。

細田教授)

- ・専ら物は、僕はこれは良い制度だと思います。ただ、例えばもう古繊維が厳しいですね。

谷津企画課長)

- ・基本的に規制がなくても上手く廻っているというものをここにリストアップするというのが基本的な考え方なのです。

鈴木主査)

- ・私は規制見直しというWGもやっているのですが、通知・通達のたぐいで新たなジャンルを作り、法規制を作るのは止めてくれというのは、行政手続法以来のことですが、そういうのをやっていて、これは再利用という良い意味で専ら物というのは賛成なのです。賛成なのですが、通知、通達のたぐいに置かずにその産業廃棄物の法制度の中にいれて産業廃棄物と言うのは、結論を言うと、再利用できるものは手広く再利用に手を貸そう、再利用できないときに確実に処分するのだという法律構成にした上で、再利用のできるものは廃棄物ではないというスタンスに立って専ら物を公認するというように行かないのかなと感じるのだが。

谷津企画課長)

- ・そこは、全体の法律の構成については繰り返し議論になってございますので、時間の関

係もあって改めて繰り返さないようにしたいと思います。

鈴木主査)

- ・本当か嘘か知らないが、聞くところによると環境省はしっかりと燃やすのが大好きで、燃やす趣味があると聞くから、少し頭を切り替えるために、法もリサイクルがポイントであってリサイクルの効かない物は確実に燃やすと。従って、専ら物というのはリサイクルの聞く典型的なものとして法の真ん中に置くというふうにももの考え方を換えられないかということ。

谷津企画課長)

- ・そういう環境省が燃やすのが好きだという風評があるのかどうか知りませんが、私共はきっちり3Rに従ってまずやった上で、必要最小限の焼却処理、それも今回昨年末に予算制度も大きく変えまして、廃棄物焼却施設という言い方は予算制度から止めました。全て熱回収施設という言い方をしまして、それも発生抑制、再利用、再生利用をきっちりやった上で熱回収なのだという形に明確に位置付けてやっておりますので、もしそういう風評があるとすると過去のことかと。

細田教授)

- ・多少あれなのです。例の、間違っって報道されましたでしょう。廃プラ関係で。

谷津企画課長)

- ・廃プラを全部燃やすという。

細田教授)

- ・それは間違っった報道だから。あれは是正しなければいけないと思うけれど。そういうので多分あるとおもうのですよ。そういうのが重なってくると環境省がそうだとみられてしまうということがあるから。

谷津企画課長)

- ・廃プラについて一言だけ申しあげますと、ダイオキシン対策の観点からプラスチックは何が組成であっても燃えないごみにしようという流れが一時できまして、全部直接埋立にまわっていた。最終処分場は非常に逼迫していますので、きっちりダイオキシン対策がとられればむしろ直接埋立にまわすのではなくてきっちり管理されたもつで燃焼して焼却してサーマルリカバリーをしようという考え方を示しているわけでございます。その前提としては、容り法でもプラスチックのリサイクルというのをやった上でどうしても残るプラスチックについては直接埋立よりは焼却して熱回収した方が合理的ではないかということなのです。

細田教授)

- ・報道機関によって非常に異なって伝えられてしまったのですよ。

鈴木主査)

- ・とりあえず抱えている問題として規制改革要望を受けている中に木くずがあるのです。端的に言って木くずを再生利用ということで廃棄物の中から除いてくれというのが要望なのです。そうするとどこの場所で除くということになったら今の法制下でいうと、先程の再生利用認定制度でも良いけれど、この専ら物の中に入れば良いではないかという感じがす

るが、専ら物4品目が必ず再生されているかという点必ずしもそうではないものもあるわけなので。

谷津企画課長)

- ・なかなか専ら物で議論するのは難しいという率直な印象がございまして。木くずはいろいろの性状のものがございまして、これを一概に専ら物ですよというのは難しいのではないかと。

鈴木主査)

- ・では木くずのうち何々なものということでは。
木くず全部とは言わず、例えば整理せられたあるいは選別された木くずというふうにした場合。何のために選別し整理するかと言えば再生利用をするためにやっているわけで、捨てるつもりならそんなことはしないですから。
その据わり場所が専ら物なのか、さっき言った再生利用認定制度というものを利用するのか。とにかく今の要望としてはとりあえず原則の問題としては木くずを廃棄物として頭から決めつけなくて欲しいという要望を受けているので。

細田教授)

- ・主査がおっしゃられたことを補足しますと、もし全部を廃棄物処理法上の木くずに括ってしまえば、廃棄物でしょといわれるとその瞬間に、本当に古木は根を落として、ベニヤは取らない、ペイントされたものは取らない、選別されたものだけを取るといって、こういう循環系に向けた動きが止まってしまうのですよ。廃棄物として皆同じなのですよといわれると安いほうに流れてしまいますから。
主査のおっしゃられたのはそういうところで、まさに専ら物、水戸地裁の判例文にもあったでしょうが、紙だってリサイクル率は60%以下ですよ。ペイルもいろいろありますから古紙の段階で古紙問屋さんからまわってリサイクルされるのは90%まわっていない。ただこの水戸地裁の判決は、主査の説明にあるように選別されたという、この場合90%以上が有価物にまわっている。そういうものは専ら物にしてもいいじゃないかと。専ら物が良いかどうかは私も良く分からないですけど、規制緩和的なものとしていく可能性がないのかということなのです。同じように廃棄物と見なしますではもう循環型社会に向けて動いていくのが皆バカらしくて止めてしまう。

鈴木主査)

- ・聞くところによると汚泥のようなものもそのようにして整理せられたものとして。再利用するために整理するわけですから。

谷津企画課長)

- ・先程ご説明したように、これまでご指摘いただいた中で昨年整理したものについてはきっちり考え方を明らかにし、今は建設汚泥を基にした改良土の扱いについて検討しているという状況でございます。
ですからご指摘いただいたもので行政的にも対応可能なものについて逐次私共としても考え方を明らかにしたり、検討するというのはこれまでもやってきております。

鈴木主査)

- ・それはわかったが、先程そのポジションを言っからあまり繰り返さないが、通達の中に入れてというやり口ではなくて、法の改正を当然要するが、廃棄物の定義の中に、但し、産業的に利用可能なもの、その中で例示したって構わないですよ、1.古紙...5.

木くずのうち整理されたもの、というくらいの法律改正に持っていくということにはできないですか、というのが一番のテーゼですけどね。

谷津企画課長)

・そこは繰り返しの議論になりますが、今はそういう廃棄物の定義に関わる様な制度改正は極めて難しいと。

鈴木主査)

・なんで、どうして。誰が反対するの。

谷津企画課長)

・それはですね。やはり、今の廃棄物の物の動きと廃棄物を廻る社会的な問題からしてやはり基本的には規制の対象にしながら個別の再生利用認定、広域認定という形です。ね。きちりしっかりした事業者の管理化にあるものについては廃棄物処理法の中で新しい制度を作ってリサイクルを促進させるという、これが正しいアプローチだろうと。

鈴木主査)

・同じことを言い合っていないか、お互いに。
きちりした管理の下でやらないといけないというのは私も同じことを言っている。であるがゆえに、専ら物という通知、通達のたぐいでそれを認めるのではなくて、法令の中で認めて管理をすると、そしてそういうものにはきちとした管理がされて再利用ができることを前提として構成していく。それ以外のものについてはしっかり燃やさない。こういう話なのだから。だから、何もこっちは皆さんに扱えと言っているわけでもなんでもない。むしろ再生して廃棄物にしないものについては法的なポジションをきちりとしてやっていきましょうと。同時にプロパガンダ効果もありますね。循環をまず先におきましょう。そして、循環できないものこれはきちりと処理しましょうという思想がある。この思想はやっぱり今後の1つの方向ではないかと。まず燃やしましょう、もし利用できるものがあったらそれはその都度個別判断で認めましょうというのとは大分ニュアンスが違ってくるという感じがします。
我々が目指しているのは当然前者の方です。

谷津企画課長)

・私共はまず燃やさないではなくて、まず管理が必要だという観点で考えておまして、今の廃棄物処理法の規制の体系の中で管理をする。そうでないと、これは生活環境上の支障がいろいろなところへ広がって結局社会問題化していく。そういうことを未然に防ぎながら時代の要請というか日本が今後進んでいくべき循環型社会を作って行く。これをきちり両立させてやっていかなければならないというのが我々の基本的な認識です。
まずは管理が大事だと基本的に思っています。

鈴木主査)

・あまり違うことを言っているとは思わないのだけれど。

細田教授)

・同じようなことで1つ良いですか。
環境省はあるところでは割と規制緩和に柔軟に動いているところがあって、これがリスクの大きい管理が必要のところを変えたわけですね。それが何かというと、感染性の廃

棄物の一廃と産廃の区別を事実上なくしたわけですね。

谷津企画課長)

- ・そうではないと思いますが。

細田教授)

- ・両方扱えるでしょう。感染性の一廃、あれは業種指定がないですから一廃ですね。でも、産廃業者が扱えますよね。特管物(特別管理廃棄物)でそうやってますよね。

谷津企画課長)

- ・特管物ですね。はい。

環境省随行員2)

- ・規制を緩和したわけではなくて、いわゆる医療系廃棄物については専門の業者が扱った方がよからうということで、いわゆる特管産廃(特別管理産業廃棄物)の許可を持っている専門業者であったとしても、特官一廃(特別管理一般廃棄物)であるような感染性廃棄物を扱えるようにしたということでございます。

細田教授)

- ・それを世の中では規制緩和というのですよ。パレットもそうですし、今あなたの言ったことは今までの議論に全て妥当してしまうのですよ。今あなたが正に言ったようにそれを正しく扱える人がしっかり扱った方がいいですね。では農薬でも、粉末状の農薬は一般廃棄物で処理できますか、できないでしょう。液状のものはどうやっているかという、無理に廃アルカリで廃酸に入れて産廃扱いにしている。だけど、今あなたが正に言ったようにその物で一廃、産廃と分けるのではなくてきっちり扱える人がリサイクルした方が良いでしょう。というのが、主査がずっと言ってきたこと。今、あなたが代弁してくれたのでとてもありがたいのですが。

鈴木主査)

- ・次にいきましょう。
次は認定制度ですか。

細田教授)

- ・これはさっきパーゼルの問題でやってしまったので。
基本的には再生利用認定制度は規制緩和的で良い制度だと思います。管理しながらある程度の管理は当然必要ですが、その中に創意工夫性を入れていくということで、これは是非もっと誘導して、環境省がまさに飯島さんが前に言った時に、これは例外ではなくて、どんどん良い企業には認めていくのだといったあの言葉を私は信じていますから。
- ・特例について。これも厄介な問題で、施設の許可は良いのだけど、業の許可が必要で、結局まわっていないですよ。まわっているかいないかというのは認識の問題がありませんけれど、性状の同じものには一廃と産廃の区別を無くしましょうと。
やはりどうしても一廃と産廃の区別というのはぶつかってしまうのですね。これは環境省が如何に悩んでいるのかは私も分かりますし。

鈴木主査)

- ・通常の保管状況において容易に腐敗した揮発するなど性状が変化すると生活環境の保全上支障があるものとして両制度の対象にならないと。バイオマス発電の原料となる廃材を対象とできないかと、こういう質問はどうか。

谷津企画課長)

- ・やはり先程の議論とも共通するわけですが、私共は環境行政を預かる立場から環境保全上の支障を生ずるおそれがあるかどうかというところが非常に大きなポイントではないかと思っております、もしそういうおそれがある場合にはなかなか難しいかなと。

鈴木主査)

- ・逆に言うと、環境に対して支障を与えないように技術開発をしてそういう管理をしていれば問題ないと。こういうことになるのですか。

谷津企画課長)

- ・基本は環境保全上の支障が生じるおそれがなければ、私共としても先程の広域認定なり制度もありますし。基本的にはそういうことです。

鈴木主査)

- ・制度の中で処理するのですね。

谷津企画課長)

- ・そういう要件に該当すればそこで検討するということです。

鈴木主査)

- ・その制度は再生利用認定制度という制度の中で認定するというわけですね。

谷津企画課長)

- ・個別の制度の何を適用するのは少し具体的なお話を伺ってから考えたいと思いますけれども再生利用認定での基本的には特定の事業者がしっかり環境保全上の支障がないようにやれるという判断があったうえで私共としても制度を適用させていただいているということですから、そこが非常に大きなポイントになることは確かでございます。

細田教授)

- ・次のところは、1つは再生利用の順番ですね。サーマルとケミカルの順番というか、ケミカル、サーマルを活用しないというのが環境省の考えですよ。

谷津企画課長)

- ・サーマルについては、循環基本法のいわゆるリサイクルの下に位置付けられているというようなことから、そもそも再生利用ということになるのかと、こういうことですね。ケミカルは既に適用になっているということを述べております。

細田教授)

- ・それは何でしたっけ。

谷津企画課長)

- ・廃プラの還元剤ですとか。

細田教授)

- ・ケミカルの定義も。例えばペット to ペットはケミカルですか。要するにレジンに戻して。

谷津企画課長)

- ・ケミカルだと思いますね。化学処理をして戻すわけですから。

細田教授)

- ・順番からいうとマテリアルが一番上でしたっけ。マテリアルはケミカルよりも上ですか。

谷津企画課長)

- ・マテリアルと

細田教授)

- ・その辺もですね。やはりきちんと考えないと。ケミカルは、昔は油化を考えていたと思うのですね。はるか昔はね。それが時代も変わってしまったので、ダウングレードしない、ペットからペットにするケミカルも油化と同じケミカルではないでしょうと。まあ、今は高炉還元剤が入っているということですからその点は良いのでしょうか。それから、熱回収に関しては再生利用認定制度においては認めないという立場なのですよ。

谷津企画課長)

- ・そうですね。

細田教授)

- ・どんなに高効率でも認めない。

谷津企画課長)

- ・今は認めてないですね。

細田教授)

- ・それは崩さない。

谷津企画課長)

- ・ええ。

鈴木主査)

- ・熱ということは、要は燃やしてしまうと、廃棄物を処理するために燃やすのと同じになる。

谷津企画課長)

- ・ええ、単純な焼却とどこがどれ程ちがうのかという議論がでてくるかなと。

鈴木主査)

- ・例えばそういうようなものを燃やして自分のビジネスの中でお湯を作る。大規模であれば発電をするだとか、あるいはプールとかをやっているごみ処理場もありますよね。そういう利用を当事者がやりたいといって確実にそれがやられていても、燃やされるのであれば、そのごみを出したのはもともとその人なのだから、ごみとして市町村に渡せと言う権限はないのではないか。その人が燃やしたいと思ったらその人の物なのだから。もちろんそうやってどこかに捨てに行くのはいかんが。

谷津企画課長)

- ・事業者の責任のもとできっちりに燃やしていただくというのはあるかと思います。こういう制度とは離れますが。ここでいっているのは、再生利用認定という制度の下でサーマルリサイクルの是非が論点になっているわけですが、この基本法において再生利用の下に熱回収が位置づけられているわけですから、明らかに再生利用ではない。再生利用、熱回収という順番になっていますから、もう少し上流側での対応を取しっかりとるべしということが循環基本法の考え方であろうと思います。

鈴木主査)

- ・くどいようだけれどもう1回。廃棄物がでた。それを私が自分で燃やします。これは良いのでしょうか。

谷津企画課長)

- ・はい。きっちり基準に基づいてやって下さいと。それはあなたの責任ですと。

鈴木主査)

- ・ここで意味していることはそういうことではないのですね。

谷津企画課長)

- ・これは再生利用認定制度という特別の制度があって、その制度の下での焼却、熱回収とこのをどう考えるかという議論ですので、ある枠内での議論です。
全くこれを取り外せば、これは排出事業者の処理責任の下で燃やしていただくが、何していただくが基準に合っている限りは結構です。

細田教授)

- ・特例措置。これは一歩前進。性状の同じものは施設の許可が不要ということですね。

谷津企画課長)

- ・施設の許可は、そうですね。

細田教授)

- ・だけれども、もって行くところ、要するに業の許可が。

谷津企画課長)

- ・業のところかふん詰まりだというご指摘ですよ。

細田教授)

- ・この理屈はなんですかね。

谷津企画課長)

- ・これはですね。(9ページ)ちょうど真ん中あたりの、一方のあたりからですね。
一般廃棄物の業の許可は市町村が施設の許可とは別の観点から審査する、これは何かというと、一般廃棄物の処理責任は市町村にあるわけでありますので、その処理責任を持っている者が全体的な一般廃棄物の処理の体系の下で一元的に判断するのが適当ということから、そこが最大のポイントですね。

細田教授)

- ・でもそれが業の許可というものを必要とするかどうかというのは微妙な問題ですよ。要するに市町村は処理計画を作っているわけで、把握していれば良い。管理できれば良い。そういう考えですよ。

谷津企画課長)

- ・ええ、しっかりやれるかどうか監督も当然しなければいけない。

細田教授)

- ・それでどうなっているのかというと。これはもう現実認識の問題で、業の許可って出さないわけですよ。違った理由で。特に一廃の場合は。ご存知の通り。東京みたいな(出す)ところがありますよ、もちろんね。
ということは管理の意味が実態と違っている。だから環境省も対応が難しいということも分かるのですが、本当にこれで良いのかな。
書いてある事の半分は分かるのですが、業の許可という意味で縛るとというのが本当にハッピーなのかということこれは既得権益化してしまう。それを風穴開けられないということになってしまう可能性も大きいわけですよ。

谷津企画課長)

- ・私共からのご説明は繰り返しになりますが、市町村が一体的にということところが大きなポイントであると。

細田教授)

- ・それであれば、例えば市町村が処理計画の中に組み入れられれば良いではないですか。

谷津企画課長)

- ・それは一般廃棄物についてはまさに自治事務で市町村に降りているわけですから。地方自治の範囲内できっちりとご判断いただくと。

細田教授)

- ・それであれば業の許可は関係ないではないか。処理計画の中に組み入れて、では届出にしましよと、施設の許可が性状の同一なものになっていてオーケーな場合には市町村が届け入れて、その下に同一性状であることが確認できたと。
折角良い制度を作ったのだからもっと上手く使われるようにしたら良いではないか。

鈴木主査)

- ・産業廃棄物処理施設で一廃を処理することはできるのですね。

細田教授)

- ・同一性状のものは。施設の(設置)許可と収集・運搬・処分といった(処理)業の許可は別途必要になるのです。
だから、施設だけは同一性状だからオーケーですといわれてもそこに持ってきてさらにそこで処分する業の許可が一体にならないと使われないわけです。
プラントとしてこれは良いですよといわれてもタマ(同一性状の一廃)が集まらないとダメなのです。

鈴木主査)

- ・業でなければ産廃施設の中で同一性状の一廃を燃やしても良いと。

細田教授)

- ・業の許可が不要であれば。

鈴木主査)

- ・業でなければ。では、そこで業としてやってはいけなと。

細田教授)

- ・業でやってはだめです。

鈴木主査)

- ・ということは要するに一般廃棄物業者の仕事を奪ってしまうから。そういうところが基本なのですか。

谷津企画課長)

- ・そこはいずれにしても一般廃棄物を運搬するというのが今の論点、具体例になっていますから、運搬とか積み下ろし、積み込みというのはいずれにしろ一般廃棄物の業の許可制度のある下ではですね、許可業者しかできないわけですね。そういうことのご判断をそれぞれの市町村でやっていただいているわけですから、そこに特例的なものを設けてやるというよりは、今の一般廃棄物の処理責任者たる市町村が十分お考えいただければいいのではないかとこういうふうに思うのです。

細田教授)

- ・そこはですね。こういう言い方をして申し訳ないのですが、ちょっとずるいのですね。施設の許可はいりませんよと。業の許可、処分と収集・運搬に関してはこれが一番難しい、まあ一廃施設の場合も本当は大変なのですが、施設の許可だけでもオーケーにしたというのは良いのだけれど、実際にタマ(廃棄物)が来てタマを運ぶ人、それを処分する業の許可を与えるか否かというのは、市町村は一廃に対して許可を与えるのが非常に厳しいわけです。これは行政区としていろいろありますが、東京都の場合はわりと早く下りるのですが地方にいくとほとんど下りないです。処分の許可と収集・運搬の許可さえ下りないです。そうすると施設の許可だけオーケーでも結局同一性状のものはそこに辿り着かない。

鈴木主査)

- ・それはまあなんとなく既存業者を守ろうというにおいがするが、そういうことですね。

細田教授)

- ・市町村の場合はありていにいえばそうです。
例えば某市の場合は、特別な業者、8者にしか指定された場所に運ぶことを許可しないとか、あるいはある業の許可をほとんど下ろさないということをやっているわけです。
数年前の大都市での例ですが。
そうすると施設の許可が不要でも業の許可が下りないためにこれが生かされないということなのです。

鈴木主査)

- ・処理業者の不足という問題はおこっていませんか。

谷津企画課長)

- ・処理業者の不足は聞いておりません。

環境省随行員 2)

- ・少しご説明いたします。一般廃棄物の場合は基本的に市町村に処理責任がございます。まず市町村が(自ら)やるのが前提です。ですから一般廃棄物処理計画等を作っている市町村がやる。その上で、それ以外の例えば(処理)困難なものとかそういったものについては民間業者に市町村が必要に応じて業の許可を出すというのがベースでございます。市町村が我々でできますというのであれば当然業の許可を出さないという判断も在り得ますし、それは最高裁判例でも認められているところでございます。

細田教授)

- ・理屈は良いのですよ。実態がどうなるかなのです。我々の発想というのは、物が実際に動いているのかいないのかということで、プリンシプルが大事だということも分かっているのだが、実際にこういう良い、施設の許可を同一性状で認める、一廃でも産廃処理施設でやって良いよといったのに、その業の許可を市町村が判断する、実際にできる市町村もあるでしょうし難しい市町村もある、それは市町村の責任だよ、業の許可を出すのは市町村だから任せればいいじゃないかというのは、一見理屈にかなったように見えても実際にはそれがなかなか現実にはできないから規制緩和が必要だろうというのが今の日本の全ての経済の流れなわけですよ。理屈は確かにそうなのだけれども、市町村がそのように機能していれば仰るとおりスムーズに物が動くけれども世の中がそうならないからいろいろな手当が必要になってくるわけですよ。

環境省随行員 2)

- ・すいません。補足なのですが、まずそもそも論として、産廃処理施設で一廃を処理する必要のあるのかという話があるかと思うのですが、その上で市町村が処理できないのであれば仰るとおり産廃処理施設で一廃を受け入れるということが必要なのもかもしれませんが、一方で市町村の方でしっかりと施設を持っていてそこで処理しますという計画に基づいて処理されている場合に、例えば業の許可が出ないということについて果たして悪なのかどうかという議論があると思うのですが。

細田教授)

- ・なんか理屈が良く分からないのだが。

鈴木主査)

- ・こういうふうに良くやるのだけれど、同じものを産廃施設で処理できる。それは都道府県知事からの設置許可が要らない、届出だけで良い。だけれども、そこに施設があるのだから、ある以上活用しましょうというのでその設備を使って一廃の処理をやるうとして市町村に行くと許可が必要だといって、先程の話からすると、許可は滅多に降りたことがないということで参入規制となっていることですね。参入規制ということになると、問題があるのではないかと。市町村の業だから届出という訳にもいかないだろうけれどもそこら辺で問題があるのかわかりませんが、問題は無いのか。

谷津企画課長)

- ・我々は本質的に大きな問題があるとは思っていないのですが。

要は、これも繰り返しになって恐縮なのですが。

鈴木主査)

- ・だから、そういう業の規制をする時というのは競争状態を作らない。競争状態を作らずに独占価格が横行するというのは通常どこでもおこることですよ。そういう弊害はおこっていませんか。廃棄物処理業界ではという質問ですよ。

谷津企画課長)

- ・一般廃棄物は市町村がやると、当然ながら議会の監督もあれば市民の目もある。という中で、市町村としての意思決定がなされるというのが大前提ですね。その部分については自治事務という中で市町村が一般廃棄物処理という処理責任を負っているわけですから基本的には市町村がその地域に応じた合理的な体制をとっていただいて、委託するなら委託する、自分でやるなら自分でやる、どこに持っていくなら持ってく、というのを市町村が一元的な意思決定の下で判断をするというのが今の体系なものですから。その市町村が許可を出すか出さないかというのもその全体の意思決定の中で判断されているという説明になると思います。

鈴木主査)

- ・全体として今言っているのはこうした処理が透明性を持ってしかも高い値段ではなくて、これ結局は税金でだしているのだろうけれど、それは結局国民が負担しているのだから、というのではなく、競争的にやられているのかということ。これは当然我々の視点に入ってくるわけでね。そこら辺がどうかという問題。
それから、運搬を業でやる場合、(積み込み先と積み下ろし先の)両方でやってくれというのは、そういうのは大体お互い様ということで両方が許可するものなのですか。それとも、けんかし合うものですか。どっちが多いですか。

谷津企画課長)

- ・そこは地方自治体間の関係も大きいと思います、つまり協調行政的な意味で一元的にやられている市町村の組み合わせの場合はお互いの状況もわかっているでしょうし、同じ方向で進んでいこうという気運があるかもしれない。全体的には広域行政の方に向かっていくわけですから、そこはなるべく独立というよりは一緒に物事を考えていきたいと思います。廃棄物処理の場合には一時のダイオキシン対策の中で非常に広域化というのが進んでおりますから、複数の市町村が一元的に体制を整備していくというのはケースとしては多いのではないかと思います。

鈴木主査)

- ・基本的には受け入れ側の方の許可を受ければそれで宜しいというわけにはいかないのですか。どうして持っていかれる側の許可を取らないといけないのですか。

谷津企画課長)

- ・持っていかれる側はその町のごみを集めるわけですよ、ちゃんとその町の公認した業者さんがごみを収集して回るわけですよ。メインの活動の舞台というのはむしろ集める方の、出す側の方の市町村がメインの舞台です。
そうならば、そこできっちりやってもらうというのがまずは必要ではないかと。

細田教授)

- ・分かるのだけれど、施設の許可を不要にしておいて、処分の業もまた別途ですよという

理屈はわからない。

100歩譲って、収集・運搬はそうかもしれない。集めたりするのは、でも、施設の許可は同一性状のものはオーケーで、処分に関する業の許可はまた別途取り直して下さいと、そこまで求めているのでしょうか、これは。

100歩譲って、収集・運搬は仰るように市町村の責任だし、集めてくださいのこともあるでしょうから、施設の許可に関しては同一性状で良いといっているながら業の許可がまた別途という、そこが良くわからない。今の谷津企画課長の話を聞いていても。

鈴木主査)

・まあ、許可を取るということでも良いが、事実として許可が出されないということになると、これはやはり問題ではないか。施設の有効利用という問題も考えて。許可が出ないというのは、全然でないわけではないけれど、ほとんどでないということなのですか、事実は。

谷津企画課長)

・実態はどうかというと、私が承知している範囲では基本的に市町村と業者の契約関係なわけですから、逃げるなとまた仰られますが、恐縮でございますけれども、個別市町村のご判断というしか今はお答えのしようがありません。

細田教授)

・ということは実際には出にくいということなのですよ。

鈴木主査)

・でないということですか。
それは需給調整ですね。

細田教授)

・もちろん、大都市圏域の中で、東京都なんかは比較的動いている方ですけど、これが一步県境をまたいで少し行くともう怪しくなってきます。
家電リサイクルの時に、某A系列の会社が、家電リサイクルは施設は一廃、産廃両方でしたよね、それがずっと許可が下りないということがありました。

鈴木主査)

・それは通常、供給者過剰の時にやるものだけでも、それとまた違うロジックでやっている場合と2つあるのですね。
明らかに供給者が過剰の場合と違う意味合いの場合とがあるのですよね。それは何かというと既存事業者の保護。そうすると既存事業者は胡坐をかいてやりますね。

細田教授)

・これはいままでの議論にもありましたし、私も環境省に入ってる中環審もそうですけど、長い歴史がありますから、その中のひとつの慣行なり制度ができあがって、それで廃棄物処理が成り立っている面もありますから。だから厳しい面もあるのです。

谷津企画課長)

・少なくとも廃棄物処理の透明化というのは我々も非常に大事だと思っております、一般会計の中で廃棄物処理の費用がまかなわれているわけございまして、公営企業的な会計制度があるわけではございませんが、なるべく廃棄物処理にかかるコストを透明化

しようということで廃棄物処理会計導入という検討をしております。こういった中できっちり委託の関係も含めて情報が開示できるように我々は別途努力をしているということをお伝えいたします。

鈴木主査)

- ・他にございますか。

細田教授)

- ・やはり特例制度の2番目の方で、産廃は都道府県知事、一廃は市町村長が再生利用されることが確実であり、指定することで廃棄物処理の許可を不要にしている、こういう制度も誤読されている感じもありますので、こういう制度の活用を積極的に是非環境省も続けていただけると、循環型社会に向けて大きな流れになってきますので。どうも印象論ですが、ガードが固いというか。廃棄物処理法が前にたってしまう。良い制度があるのですから、そういうことを是非図っていただきたい。

鈴木主査)

- ・それでは時間もきましたので、どうも本日はありがとうございました。要望としては木くずの話を買っているのだが、それだけでなく物の考え方を少し変えていただけませんかということで、先程の法の体系だとかというところまで問題を深められたらと思っておりますので、また宜しく願います。また必要な資料等がありましたらお願いすると思っておりますので宜しく願います。

谷津企画課長)

- ・こちら也十分対応させていただきますので。引き続き宜しくお願いいたします。ありがとうございました。